

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項第1号中「第12条の3第5項」の次に「又は第12条の5第6項」を加える。

第19条の3第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。